

令和 3年 6月23日

戸田市議会議長 細 田 昌 孝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 熊 木 照 明

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第3号

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則

戸田市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 会議

第1節 総則（第1条—第13条）

第2節 議案及び動議（第14条—第19条）

第3節 議事日程（第20条—第24条）

第4節 選挙（第25条—第33条）

第5節 議事（第34条—第47条）

第6節 秘密会（第48条・第49条）

第7節 発言（第50条—第66条）

第8節 表決（第67条—第77条）

第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）

第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

第1節 総則（第90条—第94条）

第2節 審査（第95条—第111条）

第3節 秘密会（第112条・第113条）

第4節 発言（第114条—第125条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）

第8章 議員の派遣（第167条）

第9章 補則（第168条）

附則

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「つけ」を「付け」に改め、同条第2項中「自らが出産する」を「出産の」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第3条の見出し及び同条中「または」を「又は」に改める。

第4条第2項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第4項中「つける」を「付ける」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第11条並びに第12条第2項及び第3項中「または」を「又は」に改める。

第13条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第14条第1項中「そなえ」を「備え」に、「つけ」を「付け」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第16条中「または」を「又は」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に、「ともに」を「共に」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「または」を「又は」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「、または」を「又は」に改める。

第24条第2項中「、または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第25条、第27条及び第28条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第31条第1項中「ともに」を「共に」に改める。

第35条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「第141条（請願の委員会付託）」を「第141条」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「または」を「又は」に、「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「または調査した」を「又は調査をした」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第40条及び第41条中「または」を「又は」に改める。

第44条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「第38条（付託事件を議題とする時期）」を「第38条」に改める。

第45条から第47条までの規定中「または」を「又は」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第2項及び第4項中「または」を「又は」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「または」を「又は」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第58条第1項、第59条並びに第60条の見出し及び同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第61条中「、表決」を「表決」に改める。

第62条第3項中「第60条（質疑または討論の終結）」を「第60条」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改め、同条第4項中「第56条（質疑の回数）」を「第56条」に、「第60条（質疑または討論の終結）」を「第60条」に改める。

第65条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「、又は」に改める。

第66条中「がたい」を「難しい」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難しい」に、「、または」を「又は」に、「または」を「又は」に改める。

第71条第1項中「、または」を「又は」に、「または無記名」を「又は無記名」に、「とる」を「採る」に改める。

第72条及び第73条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第74条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選

挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)」を「第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条」に改める。

第76条第1項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第2項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「及び学識経験者等」を「、学識経験者等」に改める。

第81条第3項、第83条(見出しを含む。)及び第85条第1項第15号中「または」を「又は」に改める。

第87条中「取り消し」を「取消し」に、「第65条(発言の取消しまたは訂正)」を「第65条」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「つけ」を「付け」に改め、同条第2項中「自らが出産する」を「出産の」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第93条及び第94条第3項中「または」を「又は」に改める。

第96条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第98条中「行なう」を「行う」に改める。

第99条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第102条の見出し及び同条から第104条までの規定中「または」を「又は」に改める。

第105条第1項中「及び期間等」を「、期間等」に改める。

第106条中「または」を「又は」に、「及び経費等」を「、経費等」に改める。

第107条中「または」を「又は」に、「前」を「中断前」に改める。

第109条の見出し中「及び数字等」を「、数字等」に改める。

第110条中「または」を「又は」に改める。

第111条中「または」を「又は」に、「つけ」を「付け」に改める。

第113条第2項中「もらしては」を「漏らしては」に改める。

第114条中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「すべて」を「全て」に、「または」を「又は」に改める。

第117条第1項中「または」を「又は」に改める。

第119条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第120条第1項、第121条及び第122条(見出しを含む。)中「または」を「又は」に改める。

第123条中「何人も」を「、何人も」に改める。

第124条中「取消し」を「取り消し」に、「または」を「又は」に改める。

第125条中「しがたい」を「し難い」に、「職員」を「、職員」に改める。

第126条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なっている」を「行っている」に改め、同条第6項中「はかり委員」を「諮り、委員」に改める。

第127条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第130条中「つける」を「付ける」に改める。

第131条の見出し中「起立」を「挙手」に改め、同条第1項中「起立させ」を「挙手させ」に、「起立者」を「挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」を「挙手者」に、「しがたい」を「し難い」に、「、または」を「又は」に、「または無記名」を「又は無記名」に改める。

第132条中「、または」を「又は」に、「または無記名」を「又は無記名」に、「とる」を「採る」に改める。

第133条及び第134条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第135条中「、または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項」を「第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項」に改める。

第137条中「はかる」を「諮る」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印し」を「及び請願者の住所を記載し、

請願者が署名又は記名押印を」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「または記名押印し」を「又は記名押印をし」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第139条の2ただし書中「議会」を「、議会」に改める。

第141条第1項及び第145条中「または」を「又は」に改める。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第148条中「または」を「又は」に、「、議長」を「議長」に改める。

第149条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「、第37条第3項」に改める。

第150条中「または」を「又は」に改める。

第152条第1項中「または」を「又は」に、「えり巻」を「襟巻」に、「かさ」を「傘」に改める。

第154条中「みだりに」を「、みだりに」に改める。

第156条及び第157条中「または」を「又は」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第160条第2項ただし書中「第49条（秘密の保持）第2項または第113条（秘密の保持）第2項」を「第49条第2項又は第113条第2項」に改める。

第161条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条第3項」に改める。

第162条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第163条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「またはすでに」を「又は既に」に、「さらに」を「更に」に改める。

第164条中「または」を「又は」に改める。

「第7章 協議または調整を行うための場」を「第7章 協議又は調整を行うための場」に改める。

第166条の見出しを削り、同条第1項中「または」を「又は」に改める。

第168条中「議長」を「、議長」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

別表中「または」を「又は」に、「・調整」を「又は調整を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 3年 6月 23日

戸田市議会議長 細 田 昌 孝 様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 遠 藤 英 樹

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第4号

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例

戸田市議会委員会条例（昭和47年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員を招集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第19条第1項ただし書中「ただし」の次に「、オンライン会議システムを活用した委員会を除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。